

早川書房版単行本「太陽風交点」の誤植について

早川書房 編集部校閲課副部長

倉 橋 順

一、被告らは、本裁判の審議中、早川書房版単行本「太陽風交点」

に關し「三九ヶ所十一ヶ所」計四〇ヶ所の誤植があると指摘し、

右単行本があたかも欠陥商品であるかのように述べています。

二、しかしながら、そのような事実は全くありません。すなわち、

丙第二号証で認めておりますように、早川書房版単行本「太陽風  
交点」の誤植箇所は三ヶ所にすぎないのであります。右丙第二号証にい  
うEの部分――――――がそれです。

昭和五五年一二月二一日、当社編集部員細井が被告堀晃のもと  
におもむき文庫本太陽風交点出版の契約をした際、被告堀晃が、

文庫本にする際数ヶ所訂正したいところがある、と述べているところとも一致しております。

これら三ヶ所の誤植中、16.37 及び 16.39 の二ヶ所につきましては、被告堀晃も丙第二号証で認めておりますように、早川書房版文庫本「太陽風交点」では校正されております。

以上のとおり、この三箇所を除き、単行本「太陽風交点」には誤植はなく、被告堀晃が丙第二号証で指摘するその余の三六ヶ所（AないしDの部分）は、同被告の原稿どおりですので誤植ではありません。

三、右三六ヶ所については、被告堀晃も丙第二号証で述べていますように、誤植ではなく、著者が被告徳間書店より文庫本を出すに際してなした訂正変更に外なりません。

(1)

この三六箇所につき、若干のコメントを付したいと思います。

「オプ」について (Ma<sup>6</sup> / Ma<sup>20</sup> • Ma<sup>22</sup> / Ma<sup>29</sup> • Ma<sup>31</sup> / Ma<sup>36</sup>)

問題は「O P」にあります (Ma<sup>8</sup> / Ma<sup>12</sup> / Ma<sup>19</sup> / Ma<sup>26</sup>) の四ヶ所)。自動操縦装置（オートバイロット）の略称でもあり、愛称でもあるとするならば、欧文表記の際には「A P」とすべきところです。しかし、この点については、雑誌掲載時より「O P」となつており、単行本「太陽風交点」で「O P」となつているのは原稿どおりなのです。

徳間書店版文庫本「太陽風交点」では、この「O P」が削除され、あるいはアレフと変更されているようですが、この理由が「A P」とするところを「O P」と間違えて表示したというところにあるとするならば、それは、被告堀晃の言うように「

B … 表現が誤解を招き易いため訂正削除したもの」ではなく、「A … 作者の表記上の間違いを訂正・削除したもの」というべきです。

なお、この「O P」については、早川書房版文庫本「太陽風交点」では削除しております。これは、かつて、被告堀晃と当社 S F マガジン編集長今岡清との間で、「太陽風交点」を文庫化する際、削除するとの話合いがなされていたためです。被告堀晃は、右今岡との間で文庫化の話はなかつたなどと証言していますが、「O P」が削除されている事実をみれば、右証言が嘘であることが明らかです。文庫化の話がなければ「O P」の削除の必要性について当社が知るはずもなく、従つて「O P」の削除もありえないのですから。

仮名表記「オブ」の「アレフ」への変更は、「OP」についての訂正・削除の延長上にある変更だと思われます。欧文表記が訂正の根本であり、「オブ」が略称ないし愛称であるなら、あえて「アレフ」に変更する必要はなく、「オブ」であつても一向に差し支えないものと思われます。

(2)

「カリフオルニア工(科)大」のルビの変更について(161 165)

被告堀晃の丙第二号証の分類によりますと、「A…作者の表記上の間違い」となっていますが、単行本「太陽風交点」のルビ「C I T」はカリフオルニア工科大のことであり、「最新英語情報辞典」(小学館刊)にも「C I T」はカリフオルニア工科大とされています。従つて「C I T」のルビは、間違いでも何でもないのです。

何故「CIT」を「カルテック」と変更されたのか理由は定かではありませんが、あえて変更すべきほどのものとも思われません。

なお、この変更は、AないしEのどの分類にもあてはまりませんので、もし分類するとなれば、「F・ルビは欧文表記をやめて、すべて仮名にした」という項を設けることになります。

四 以上のとおり、単行本「太陽風交点」の誤植は三ヶ所のみであり、これについても早川書房版文庫本「太陽風交点」では二ヶ所は校正されております。

また、その余の三六ヶ所についても、その大部分を占める「オブ」「CIT」については客観的にみて果たして訂正・変更する

原方

理由があるのか否か疑問なところですし、「O.P.」については、早川書房版文庫本「太陽風交点」では削除されています。このようにみてくると、被告らの四〇ヶ所の誤植なる表現がいかに大げさで、事実を歪曲したものであるか明白です。

昭和五八年四月三五日

東京都千代田区神田多町二一二

早川書房編集部校閲課副部長

倉 橋

卓

簽稿

東京地方裁判所

民事二九部 御 中